



山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外(14)

目 次

訓 令

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令.....(人 事 課)... 1

訓 令

山形県訓令第11号

中 出 先 機 関
庁

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令

山形県職員研修規程(平成元年4月県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号を削る。

第3条中「に十分配慮する」を「及び職場環境に十分配慮し、職員研修所等と連携を図りながら適切な支援を行う」に改める。

第4条中「常に自己啓発に努める」を「自ら能力向上に努め、自己啓発に対する意欲を高める」に改める。

第5条中「一般研修」を「基本研修、能力開発研修」に改める。

第6条の見出しを「(基本研修)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

基本研修は、公務員としての基本的な資質を高め、職位に応じて求められる基礎的な能力及び心構えを習得することを目的とする。

2 基本研修の種類及び対象者は、次のとおりとする。

種 類	対 象 者
新規採用職員研修	新規に採用された職員
吏員研修	新規採用職員研修を修了した者(技能労務職の職にある者を除く。)
現業職員研修	技能労務職の職にある者
係長級研修	係長及びこれに相当する職にある者
主査級研修	業務名を冠する主査及びこれに相当する職にある者
課長補佐級研修	課長補佐及びこれに相当する職にある者
課長級研修	本庁の課長及びこれに相当する職にある者
課長級(3年目)研修	課長級研修を修了した者

部長・次長級研修	本庁の部長、次長及びこれらに相当する職にある者
----------	-------------------------

第6条第3項中「一般研修」を「基本研修」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(能力開発研修)

第6条の2 能力開発研修は、今後のキャリア形成及び業務推進に向け、現在の職位より上位の職位に求められる応用的な能力を習得することを目的とする。

2 能力開発研修の対象者は、吏員研修を修了した者、係長級研修を修了した者、主査級研修を修了した者、課長補佐級研修を修了した者並びに部局長(本庁の部長、出納局長、総合支庁長及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。)の推薦を受けた本庁の課長及びこれに相当する職にある者とする。

3 研修所長は、能力開発研修の種類を、第8条の研修実施計画において定める。

第7条を次のように改める。

(特別研修)

第7条 特別研修は、組織力を高めるための能力、業務を円滑に進めるための能力等を習得することを目的とする。

2 研修所長は、社会経済情勢、職場及び職員の実態等を踏まえ、特別研修のテーマ及び対象者を、次条の研修実施計画において定める。

第9条第1項中「一般研修」を「基本研修及び能力開発研修」に改め、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条中「必要に応じて」を削る。

第18条中「こと」を「こと並びに職員の個性に応じた能力開発及びキャリア形成に向けた自己啓発に対する意欲を高めること」に、「日常の職務を通じ」を「業務の課題及び目標に対する達成状況を常に確認し、適切な助言を行うことにより、日常の職務を通じて効果的に」に改める。

第19条第1項中「(本庁の部長、出納局長及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。)」を削り、「職務に必要な専門的かつ実務的な知識及び技能を習得させる」を「業務執行に必要な能力の開発並びに専門的な知識及び技術の習得を図ること並びに行政課題に即した実践的かつ専門的な政策形成能力を開発させる」に改める。

第22条中「幅広い行政能力、専門的知識等を習得させる」を「専門的な知識及び技術を習得すること並びに新しい感覚及び発想を養う」に改め、「又は海外」を削る。

第5章を削る。

第6章中第27条を第24条とし、第28条を第25条とする。

第6章を第5章とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。